

## 答申第 460号

### 第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った本件異議申立ての対象となる保有個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

1 平成26年11月17日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「平成26年10月21日付個人情報一部開示決定通知書で開示のあった〇月〇日付及び〇月〇日付〇〇メールについて、平成24年7月19日個人情報保護審議会において、単なる通知メールとした理由のわかる文書等（答申書 8頁参照）」（以下「本件請求情報」という。）

2 同年12月 1日、実施機関は、本件開示請求に対して、請求に係る個人情報を作成、取得しておらず、本件請求情報が存在しないことを理由として、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 平成27年 1月 7日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を正しく特定し、開示決定することを求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

平成〇年〇月〇日付で名古屋市立大学事務局総務課〇〇人事係長から送信されたメールには、「先般メールにてハラスメント審査会の開催について出席の可否についてお尋ねいたしました。委員の先生方の出席予定数

が定足数を満たし、有効に会議で議決を行うことができることがわかりましたので」という記述があり、平成24年 7月19日付け保護審議会の答申 8頁に記載する「会議の開催前に会議の日時、場所等を個別に通知したものにすぎない」とする電子メールには当たらないのは明らかである。

同様に開示された、平成〇年〇月〇日〇時〇分に名市大総務課〇〇〇〇から送信された「ハラスメント審査会の開催について」という件名のメールには、「なお、『ご出席できない場合のみ』当メールあて〇月〇日(〇)までにご返信いただきますよう」、「議事決定を行うための定足数(全委員の3分の2)」、「別途、メールにて調査委員会の報告書を送付」及び「報告書はパスワードを設定しておりますので」という記述があり、明らかに単なる会議開催通知メールではない。

#### 第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 名古屋市立大学から提出された、ハラスメント審査会等の招集に係る通知文書又は電子メールの電子データは、異議申立人に係る個人情報に記載されている訳ではなく、また、会議の開催前に会議の日時、場所等を会議の構成員である委員宛てに通知したものに過ぎないとして、対象となる個人情報に該当しないと判断している。
- 2 審議会は、条例に基づく処分に係る審査基準を定める要綱(以下「審査基準要綱」という。)に基づき、保有個人情報該当性を判断し、答申を行ったことから、判断したことの理由の分かる文書としては審査基準要綱が該当するものの、審査基準要綱は保有個人情報に該当しないと認められる。  
したがって、実施機関は、請求に係る保有個人情報を作成、取得していないため、本件異議申立ての対象となる保有個人情報は存在しない。

#### 第5 審議会の判断

- 1 争点  
本件請求情報が存在するか否かが争点となっている。
- 2 異議申立人が主張するとおり平成24年 7月19日開催の個人情報保護審議会において、調査審議の結果を答申(以下「答申第 340号」という。)している。
- 3 本件開示請求の対象となる保有個人情報について

- (1) 本市の個人情報開示制度における不服申立てに係る審議会の機能については、条例第51条第 2項において、「審議会は、市長又は実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を当該市長又は当該実施機関に答申する。」とされている。すなわち、審議会においては、不服が申し立てられた個々の事案、つまり諮問ごとに異議申立人や実施機関などから提出された資料をもとに、条例の各規定に照らした調査審議を行い答申している。
  - (2) この点、平成 26 年 10 月 21 日付個人情報一部開示決定通知書で開示された○月○日付及び○月○日付○○メール（以下「本件メール」という。）について、審議会において「会議の開催前に会議の日時、場所等を個別に通知したものにすぎない。」としたのは、審議会の委員の調査審議を経てなされた合議による判断の結果である。したがって、本件メールについて、審議会において、単なる通知メールとした理由の分かる文書は作成又は取得されていない。
- 4 以上より、実施機関は、請求に係る保有個人情報を作成又は取得していないため、本件異議申立ての対象となる保有個人情報は存在しない。
  - 5 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

## 第 6 付言

- 1 答申第 340号に係る決定書においては、「この異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6箇月以内に、公立大学法人名古屋市立大学を被告として(理事長が被告の代表者となります。)、決定の取消しの訴えを提起することができます」との教示の記載がある。

この点、本件開示請求、異議申立書、反論意見書においては、答申の内容及び異議申立てに対する決定に疑義を述べる記述が散見される。決定内容に不服がある場合、決定書における教示に従い、あらためて実施機関及び審査庁においては、異議申立人に理解を促すよう、決定の取消しの訴えを提起すべきである旨の説明に努めるべきであったといえる。
- 2 そもそも、上記疑義を述べることをその内容とする個人情報開示請求及び異議申立てにおいては、請求人に請求及び異議申立ての趣旨を確認し、その結果、当該趣旨が実質的に特定の個人に係る保有個人情報を求める開示請求

及び異議申立てでないのであれば、その旨補正を求めた上で開示等の決定をすべきであった。

なお、行政不服審査法の改正により異議申立てから審査請求に一本化されたところである。今後、実施機関及び審査庁においては、開示請求及び審査請求を受け付けるにあたり、その内容を十分に精査した上で、適切に対応するよう申し添える。

## 第 7 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成27年 1月28日	諮問書の受理
2月25日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
3月31日	実施機関の弁明意見書を受理
4月 6日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
5月15日	異議申立人の反論意見書を受理
平成30年10月25日 (第 243回審議会)	調査審議
12月13日 (第 245回審議会)	調査審議
平成31年 1月17日 (第 246回審議会)	実施機関の補足説明
2月21日 (第 247回審議会)	調査審議
3月22日 (第 248回審議会)	意見書を受理
4月19日 (第 249回審議会)	調査審議
令和元年 7月19日 (第 252回審議会)	調査審議
8月23日 (第 253回審議会)	調査審議
12月20日 (第 257回審議会)	調査審議

令和 2年 3月19日 (第 260回審議会)	調査審議
6月19日 (第 261回審議会)	調査審議
8月20日	答申